

各私立幼稚園
各私立認定こども園 } 設置者 様

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課長

新型コロナウイルス感染症対策により臨時休業等した場合に係る
補助条件の特例措置の廃止について（通知）

日頃から、幼児教育の振興にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当課実施の「私立幼稚園等地域開放推進費補助金」及び「私立幼稚園等預かり保育推進費補助金」について、令和 2 年度から運用されていた新型コロナウイルス感染症に関する特例措置が令和 6 年度から廃止となりましたのでお知らせします。今年度の補助金申請の際には、本通知の内容に留意して申請してください。（特例措置の廃止は、令和 6 年 4 月 1 日以降に実施される補助事業に対して適用されます。）

1 私立幼稚園等地域開放推進費補助金の補助条件について

補助基準回数について、特例的に認めていた事例を、以下のとおり運用を変更します。

（旧）新型コロナウイルス感染症対策による事業の中止は、実施回数に含める。

（新）新型コロナウイルス感染症対策による事業の中止は、実施回数に含めない。

2 私立幼稚園等預かり保育推進費補助金の補助条件について

次表の補助条件の特例的に認めていた事例について、以下のとおり運用を変更します。

○ 今回の変更に関わる原則の補助条件

年間の預かり保育日数	【課業期間中】年間を通じて継続的に開園日の 4 / 5 以上の日数 【休業日】 年間 19 日以上（長期休業日を除く） 【長期休業日】年間 10 日以上（夏季保育やお泊り保育等、園の全体行事のある日は含みません）
預かり保育実施時間	1 日 2 時間以上※課業期間、休日問わず。
補助金算定月	補助年度の 6 月及び 10 月

(1) 年間の預かり保育日数について

（旧）預かり保育予定日が臨時休業となった場合、その日を年間の預かり保育日数に含めることができる。

（新）預かり保育予定日が臨時休業となった場合、その日を年間の預かり保育日数に含めることは原則認めない。

(2) 預かり保育実施時間について

(旧) 臨時休業日を開園日とみなすため、課業期間中に臨時休業したが預かり保育のみ実施した場合でも、通常の教育時間を除いた時間を課業期間中の預かり保育実施時間として取扱う。

(新) 臨時休業日を園でどのように位置づけるかによって取扱いが変わります。

①臨時休業日を園で開園日とみなす場合は、従前から変更なし。

②臨時休業日を園で開園日とみなさない場合で、課業期間中に臨時休業して預かり保育のみ実施した場合は、実施時間全体を休業日の預かり保育実施時間として取扱う。

(3) 補助金算定月の取扱いについて

(旧) 算定月（6月又は10月）に臨時休業や分散登園等を行い、実施時間や担当教員の従事時間が例年より減少した場合、4月から11月の任意の月に振替えることができる。

(新) 算定月（6月又は10月）に臨時休業や分散登園等を行い、実施時間や担当教員の従事時間が例年より減少した場合であっても、算定月の変更は原則認めない。

※ 令和6年度私立幼稚園等預かり保育推進費補助金に係る事業募集については、例年と同様に10月頃を予定しています。

事業の概要については、神奈川県ホームページ「私立学校向け補助金関係のお知らせ」

(URL: <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/hojokin/osirase.html>) を参照してください。(事業の詳細については年度によって変更が生じる可能性があります。)

問合せ先

○私立幼稚園等地域開放推進費補助金について

助成グループ 星野、青木

電話 045-210-1111 (内線: 3774)

E-mail jyosei.yochien@pref.kanagawa.lg.jp

○私立幼稚園等預かり保育推進費補助金について

助成グループ 三橋、永見

電話 045-210-1111 (内線: 3773)

E-mail jyosei.yochien@pref.kanagawa.lg.jp